

第 46 回原子力安全専門委員会定例会（議事概要）

原子力安全対策課

日時：平成 28 年 1 月 7 日（木） 10：00～12:00

場所：福井県庁 10 階 1002 会議室

出席委員：中川委員長、田島委員、西本委員、泉委員、大堀委員、近藤委員

会議次第：

- ・原子力発電所周辺の環境放射能調査（平成 27 年 7 月～9 月）について
- ・発電所の運転・建設状況（平成 27 年 10 月～平成 27 年 11 月）について

概要：

○原子力発電所周辺の環境放射能調査（平成 27 年 7 月～9 月）および発電所の運転・建設状況（平成 27 年 10 月～平成 27 年 11 月）について、事務局より説明

（原子力発電所周辺の環境放射能調査結果）

- ・県内発電所からの放射性物質の放出に起因する空間線量の上昇は観測されなかった。
- ・浮遊じん放射能の測定結果は、いずれも天然放射能のレベルであった。
- ・環境試料の一部（陸土等）から福島第一原子力発電所事故や過去の核実験フォールアウト等の影響によるセシウム 137 が検出されたが、環境安全上問題となるレベル※に比べ、はるかに低い濃度であった。
- ・大気中水分および雨水から発電所の平常時の放射性廃棄物管理放出に伴うトリチウムが検出されたが、環境安全上問題となるレベル※と比べ、はるかに低い濃度であった。

※：発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値：年間 0.05 ミリシーベルト

（発電所の運転および建設状況）

- ・県内原子力発電所の状況（高浜 3、4 号機の今後の工程やその他の発電所における新規規制基準を踏まえた対応状況等）について説明

○主な質疑

- Q. 発電所から放出される排水中に含まれるトリチウム等の濃度は管理されているとのことだが、どのような基準に基づいて管理されているのか。
- A. 排水等に含まれる放射性物質の濃度限度は、旧科学技術庁が定めた「放射線を放出する同位元素の数量等を定める件（平成 12 年 10 月）」に規定されており、排水中のトリチウムの濃度限度については「 $6 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ （3 カ月平均）」とされている。
また、測定方法等については、原子力委員会が定めた「発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針（昭和 53 年 9 月 29 日）」に規定されており、事業者は、排水中に含まれる放射性物質の濃度について、放水口等から月 1 回の頻度で資料を採取し、放射性物質の濃度を測定している。

以上